

東海村訓令第 16 号

東海村デマンドタクシー A I 配車システム導入及び運用保守業務受託者選定に係る公募型企画提案競技実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

東海村長 山 田



東海村デマンドタクシーA I 配車システム導入及び運用保守業務
受託者選定に係る公募型企画提案競技実施要綱

〔令和6年4月1日〕
訓令第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海村デマンドタクシーA I 配車システム導入及び運用保守業務に係る受託者を公募型企画提案競技により選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型企画提案競技とは、あらかじめ業務の内容、参加資格等を公表し、優れた知識、技術力等を有する複数の者を公募し、それらの者が提出する企画提案書等（プレゼンテーションを含む。以下同じ。）を審査し、評価することにより受託者を選定することをいう。

(公告)

第3条 村長は、公募型企画提案競技を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公告するとともに、村ホームページに掲載するものとする。

- (1) 公募型企画提案競技の概要
- (2) 公募型企画提案競技の参加資格要件
- (3) 公募型企画提案競技の参加の手続方法
- (4) 公募型企画提案競技の参加者の決定方法及び参加者に対する通知方法
- (5) 公募型企画提案競技に要する企画提案書等の作成方法及び提出方法
- (6) 受託者の選定方法及び受託者に対する通知方法
- (7) 無効とする企画提案
- (8) 契約の締結方法
- (9) 企画提案書等の著作権等の取扱い
- (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(東海村デマンドタクシーA I 配車システム導入及び運用保守業務
受託者選定企画提案競技審査委員会)

第4条 公募型企画提案競技を実施するに当たり、参加資格の有無、企画提案書等の審査及び評価並びに受託者の選定を厳正かつ公正に行うため、東海村デマンドタクシーA I 配車システム導入及び運用保守業務受託者企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の所掌事務)

第5条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募型企画提案競技に参加できる者の資格を審査すること。
- (2) 企画提案書等の審査評価基準を定めること。
- (3) 企画提案書等を審査し、及び評価すること。
- (4) 受託者として最適な者を選定すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めること。

(審査委員会の組織)

第6条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業部長
- (2) 産業部産業政策課長
- (3) 産業部産業政策課産業政策推進担当職員 2名
- (4) 東海村社会福祉協議会生活支援課長
- (5) 東海村社会福祉協議会生活支援課地域福祉推進係職員 1名
- (6) 東海村ハイヤー組合 代表

2 審査委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長には産業部長を、副委員長には東海村社会福祉協議会生活支援課長をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第7条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議の結果について、村長に報告するものとする。
(審査委員会の運営の委任等)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 審査委員会の庶務は、産業部産業政策課において処理する。
(参加資格の審査)

第9条 村長は、公募型企画提案競技に参加を希望する者から応募があったときは、参加資格要件の有無について審査委員会の審査結果を聴いた上で参加の可否を決定し、当該応募した者に通知するものとする。
(企画提案書等の提出)

第10条 村長は、前条の規定により公募型企画提案競技への参加決定の通知をするときは、当該応募した者(以下「参加者」という。)に対し、別に定める様式により企画提案書等の提出を求めるものとする。
(企画提案書等の審査及び評価)

第11条 審査委員会は、前条の規定により企画提案書等が村長に提出されたときは、別に定める審査評価基準により審査するとともに、必要に応じて参加者から意見を聴取し、企画提案書等の評価を行うものとする。

2 審査委員会は、前項の規定による審査等により受託者として最適である参加者を総合的に判断した上で受託者を選定し、村長に報告するものとする。
(受託者の決定)

第12条 村長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに受託者を決定しなければならない。

2 村長は、前項の規定により受託者を決定したときは、選定結果について、参加者に通知しなければならない。
(契約の締結)

第13条 村長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1

67条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により，受託者と委託契約を締結するものとする。

附 則

- 1 この訓令は，公布の日から施行する。
- 2 この訓令は，受託者と委託契約を締結したときをもって，その効力を失う。